

# 山口県身体障害者福祉センター施設利用について

平成31年4月1日

## 1 利用対象者

- (1) 身体障害者（児）、身体障害者（児）関係福祉団体
- (2) 身体障害者（児）に直接関係のある行事の主催者等
- (3) 身体障害者（児）に関係のある団体等
- (4) 福祉関係団体等
- (5) その他福祉の向上のため所長が特に必要と認めた団体等又は個人

## 2 利用施設等

- (1) 研修施設（研修室、多目的室、会議室、集会室（和室）、休憩室）
- (2) 体育施設（体育館、レクリエーションルーム、卓球室、プール）
- (3) 前各号の利用に必要な機材・器具

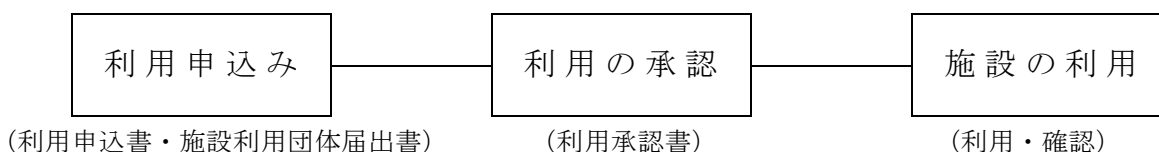
## 3 利用時間等

- (1) 研修施設 午前9時から午後9時まで（土・日曜日については、午後5時まで）
- (2) 体育施設（プールを除く）  
午前9時から午後9時まで（土・日曜日については、午後5時まで）
- (3) プール 午前10時から午後3時まで（公立小中学校の夏季休業中）

## 4 休館日

- (1) 毎週水曜日
- (2) 祝日（日曜日の日を除く）及び振替休日
- (3) 12月28日から翌年の1月3日までの間

## 5 利用申込みや利用承認等の流れ



## 6 利用申込みの受付及び利用承認時期等

- (1) 利用申込み及び承認の可否については、次のとおりとする。
  - ア 利用申込みは、随時受け付けるものとし、承認の可否は、原則として各四半期のその前月までに利用調整を行って決定する。
  - イ アの利用調整後の利用申込みは、随時受け付けるものとし、承認の可否は、その都度決定する。
- (2) 定期的利用（毎年度、定期的かつ継続的な利用施設等の利用）の承認期間は、原則として3ヶ月毎とする。

## 7 使用料

利用に係る使用料は、無料とする。

## 8 利用上の注意事項

- (1) 責任者は、利用する前に必ず「利用承認書」を提示し確認を受けること。
- (2) 承認された施設以外へ立ち入らないこと。
- (3) 利用後は、利用した施設の清掃を行い、その後確認を受けること。
- (4) 利用施設及び機材器具等を亡失、損傷させたときは、直ちに届け出るとともに、利用者の責任において原状に復すること。
- (5) 利用にあたっての事故等は、利用者の責任において措置すること。
- (6) 利用した機材・器具は、所定場所に戻すこと。
- (7) 利用者（団体）所有の機材・器具等を勝手に施設内に保管しないこと。
- (8) その他別に定める施設管理要綱第10条の「利用上の注意」を遵守すること。

## 9 使用の制限

- (1) 上記8の「利用上の注意事項」を怠ったとき。
- (2) その他別に定める施設管理要綱第6条の「使用の制限」に該当するとき。